

■ 添付書類一覧 [○は必ず添付、△は該当する場合のみ提出]

添付書類 被保険者との関係		1	2	3	4	5	6
		世帯全員の住民票 ※続柄が記載されているものに限る	令和7年分 所得証明書 又は 令和8年度分 課税証明書 ※市区町村発行のものに限る ※源泉徴収票等では代用不可	確定申告書及び収支内訳書（控）写 含め 申告書類一式 ※原則、税務署受付後のもの	令和7年分 公的年金の源泉徴収票 写 遺族年金、障害年金等の通知書 写	現金書留の領収証 写 又は 銀行又は郵便局の振込伝票の控え 写 ※送金日、送金人（被保険者）、受取人 （被扶養者氏名）、送金額が記載されて いるものに限る 年間分を提出	学生証写 又は 在学証明書（原本）
配偶者	収入なし		○				
	収入あり（年金受給者含む）		○	△	△		
	自営業者		○	○	△		
	上記いずれの区分でも別居の場合					○	
子	大学生・予備校生等（※）		○	△	△		○
	上記以外の子	同居	○	△	△		
		別居	○	△	△	○	
被保険者の父母・ 祖父母・兄弟姉妹	同居の場合		○	△	△		
	別居の場合		○	△	△	○	
配偶者の父母	同居が条件		○	○	△	△	
上記以外	原則、同居が条件		○	○	△	△	

- i. 収入なしの方も収入に関する書類が必要です。
- ii. 所得証明書または課税証明書は、令和7年（令和7年1月～12月）分の収入について、必ず収入額の記載がある証明書を市区町村にて交付してもらうこと。
（市区町村により書類の名称は異なります。）マイナンバーカードをお持ちの場合は、コンビニ交付が可能な場合があります。
- iii. 各種証明書は、確認調書提出日の直近（原則、3ヶ月以内）に発行されたもの。
- iv. 必要に応じて、上記一覧表に記載のない書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。（※大学生・予備校生等の場合も含みます。）
- v. パート・アルバイトで働く方が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、年収が130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満／19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者は除く))は150万円未満)となった場合に、事業主の証明によって、原則として連続2回までを上限として被扶養者資格を継続できますので、該当される場合には健康保険組合へご相談ください。